

みどりの食料システム戦略推進交付金交付要綱

制定 令和 4 年 3 月 31 日付け 3 農技第 729 号
改正 令和 5 年 4 月 10 日付け 5 農技第 52 号
改正 令和 6 年 5 月 9 日付け 6 農技第 132 号
改正 令和 7 年 5 月 8 日付け 7 農技第 119 号

(趣旨)

第 1 長野県知事は、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和 4 年 12 月 8 日 4 環バ第 245 号農林水産事務次官依命通知。以下「緊急対策交付等要綱」という。）又はみどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱（令和 5 年 3 月 30 日 4 環バ第 465 号農林水産事務次官依命通知。以下「推進交付等要綱」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、市町村等に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、緊急対策交付等要綱又は推進交付等要綱及び補助金等交付規則（昭和 34 年長野県規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(経費及び交付率)

第 2 第 1 に規定する交付金の交付対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）及びこれに対する交付率は別表 1 に掲げるとおりとする。

(交付申請書等)

第 3 規則第 3 条に規定する申請書は、みどりの食料システム戦略推進交付金交付申請書（様式第 1 号）によるものとする。

2 前項の書類の提出期限は、別に定める。

3 交付金事業を行う者（以下「交付金事業者」という。）は、第 1 項の交付申請書を提出するに当たって、各事業実施主体について当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

4 交付決定前に着手しようとする事業実施主体は、その理由を明記した交付決定前着手届を知事に提出するものとする。

5 前項による届出は、緊急対策交付等要綱別記様式第 2 号又は推進交付等要綱別記様式第 2 号により行うものとする。

(交付金交付の条件)

第 4 規則第 5 条第 1 項に規定する交付金の交付の条件は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 別表 1 の区分欄に掲げる 1 から 6 の経費の相互間における流用をしてはならない。

- (2) 別表 1 に掲げる重要な変更該当する変更をしようとするとき、又は交付金事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、みどりの食料システム戦略推進交付金事業変更等承認申請書（様式第 2 号）により、あらかじめ知事に申請してその承認を受けること。
 - (3) 規則第 5 条第 1 項第 4 号に規定する知事等の指示する軽微な変更は、別表 1 の重要な変更欄に掲げる変更以外の変更とする。
 - (4) 交付金事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難となったときを含む。）は、みどりの食料システム戦略推進交付金事業遅延届出書（様式第 3 号）により速やかに知事に届出を行い、その指示を受けること。
 - (5) 交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付金事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、交付金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図ること。
 - (6) 取得財産等を処分したことにより収入があった場合は、その収入の一部を県に納付させることがあること。
 - (7) 事業実施主体に、交付金の目的以外の事業により収益が生じたときは、交付した交付金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることがあること。
 - (8) 別表 1 の区分欄 1 から 3 までの事業においては、緊急対策交付等要綱第 26 及び第 29 第 1 項、別表 1 の区分欄 4 から 6 までの事業においては、推進交付等要綱第 26 及び第 29 第 1 項に掲げる事項。
 - (9) 事業実施主体が市町村となる場合は、別表 1 の区分欄 1 から 3 までの事業においては、緊急対策交付等要綱第 13、別表 1 の区分欄 4 から 6 までの事業においては、推進交付等要綱第 13 に準ずる事項。
 - (10) 事業実施主体が市町村以外となる場合は、別表 1 の区分欄 1 から 3 までの事業においては、緊急対策等交付要綱第 29 第 2 項、別表 1 の区分欄 4 から 6 までの事業においては、推進交付等要綱第 29 条第 2 項に掲げる事項。
- 2 市町村が交付金事業者となり、事業実施主体に交付金を交付するときは、前項に掲げるもののほか、次の条件を付すものとする。
- (1) 別表 1 の区分欄 1 から 3 までの事業においては、緊急対策交付等要綱第 21、第 29 第 2 項から第 8 項、別表 1 の区分欄 4 から 6 までの事業においては、推進交付等要綱第 21、第 29 第 2 項から第 8 項の規定に準ずる事項。
 - (2) 本要綱第 7、第 8、第 9、第 10 第 2 項及び第 14 の規定に準ずる事項。
- 3 前項に掲げるもののほか、交付金事業の遂行につき特に必要と認められる事項について、条件を付すことがある。

（申請の取下げ）

第 5 規則第 7 条第 1 項の規定による申請の取下げは、みどりの食料システム戦略推進交付金交付申請取下書（様式第 4 号）を、当該交付金の交付決定の通知を受けた日から 15 日以内に知事に提出して行うものとする。

（交付決定の取消等）

第 6 知事は、交付金等の交付の決定をしたものについて、第 4 第 1 項第 2 号の規定による交付金事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号の一に該当する事由が生じたときは、

交付金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 交付金事業者又は事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 交付金事業者又は事業実施主体が、交付金を本交付金事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 交付金事業者又は事業実施主体が、交付金事業に関して、不正、事務手続きの遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、交付金事業の全部又は一部を継続することができなくなった場合
- 2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、第1項第1号から第4号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(状況報告)

- 第7 規則第10条の規定による状況報告は、交付金の交付の決定のあった日の属する年度の12月末現在において、みどりの食料システム戦略推進交付金事業遂行状況報告書(様式第5号)により作成し、当該年度の1月15日までに知事に提出して行わなければならない。
- 2 知事は、前項に定める時期のほか、交付金事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、交付金事業者に対して当該交付金の遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告)

- 第8 規則第12条第1項に規定する実績報告は、みどりの食料システム戦略推進交付金事業実績報告書(様式第6号)によるものとする。
- 2 前項に規定する書類の提出期限は、交付金事業の完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は交付金の交付の決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日とする。
- 3 第3第3項のただし書により交付の申請をした交付金事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第4第3項のただし書により交付の申請をした交付金事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る分の金額)をみどりの食料システム戦略推進交付金事業消費税仕入控除税額報告書(様式第7号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- また、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定のあった日の翌年6月15日までに、同様式により知事に報告しなければならない。
- 5 前4項の規定は、規則第14条第2項の規定により是正措置がなされて報告する場合に準用する。

(交付金の交付請求)

第9 交付金事業者は、交付金の交付（概算払を含む。）を受けようとするときは、みどりの食料システム戦略推進交付金交付（概算払）請求書（様式第8号）を知事に提出するものとする。

2 交付金事業者は、規則第13条の規定による額の確定を受けた後において、交付金事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付金事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、当該経費を減額して作成した実績報告書を第9に準じて知事に提出するものとする。

(財産処分の制限等)

第10 規則第19条第1項に規定する承認申請は、みどりの食料システム戦略推進交付金事業財産処分承認申請書（様式第9号）によるものとする。

2 規則第19条第1項第2号の規定による知事が指定する財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。

3 規則第19条第2項第2号に規定する期間は、交付金事業で整備した施設等の耐用年数に相当する期間（定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第11 交付金事業者は、第3第1項の規定による交付申請書及び同第4項による交付決定前着手届、第4第1項第2号の規定による事業内容変更等承認申請書、同第4号の規定による事業遅延届出書、第5の規定による申請取下書、第7の規定による遂行状況報告書、第8第1項の規定による実績報告書及び同第4項による消費税仕入控除税額報告書、第9の規定による交付（概算払）請求書の提出については、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(書類の保存)

第12 交付金事業者及び事業実施主体は、交付金事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付金事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 規則第12条に規定する関係書類（帳簿及び証拠書類又は証拠物）は、交付金事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保存しなければならない。

3 交付金事業者及び事業実施主体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、財産管理台帳（様式第10号）その他関係書類を整備保存しなければならない。

4 前項及び第14に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録により整備及び保管することができる。

(交付金調)

第13 事業実施主体となる市町村は、当該交付金事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、みどりの食料システム戦略推進交付金調書（様式第11号）を作成しておかなければならない。

(その他)

第 14 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 10 日から施行する。
- 2 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金実施要綱（令和 3 年 12 月 27 日付け 3 環バ第 144 号農林水産事務次官依命通知）及びみどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付要綱（令和 3 年 12 月 27 日付け 3 環バ第 145 号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

別表 1 (第 2 関係)

区 分	経 費	交 付 率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 緊急対策事業 (推進事業)	緊急対策交付等要綱及び同要綱別記 1 から別記 3、別記 6－1、別記 7－1 又は別記 7－2 に基づいて行う事業に要する経費又は同経費の交付に要する経費			1 事業の新設、中止又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の 30%を超える増又は交付金等の増 4 事業費又は交付金等の 30%を超える減 5 成果目標の変更
	(1) 環境負荷低減定着サポート 環境負荷低減による先進的な産地構築の推進	定額 ※機械リースについては 2 分の 1 以内		
	(2) 有機農業拠点創出・拡大加速化事業 ア 有機農業実施計画の策定 イ 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践 ウ 飛躍的な拡大産地の創出	定額※ 定額※ 定額※ ※機械リースについては 2 分の 1 以内	経費の欄に掲げるアからウの経費の相互間における 30%を超える増減	
	(3) 有機転換推進事業 ア 転換支援事業 イ 転換支援円滑化事業	定額 定額		
	(4) バイオマスの地産地消 (推進事業) ア 事業化の推進 イ バイオ液肥散布車等の導入 ウ メタン発酵バイオ液肥等の利用促進	 2 分の 1 以内 2 分の 1 以内 定額	経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における 30%を超える増減	
	(5) みどりの事業活動を支える体制整備 (基盤確立事業) ア 原材料等調達の安定・強化 イ 基盤確立事業実施計画における効果の検証・改良 ウ 事業成果の情報発信	定額※ 定額※ 定額※ ※機械等のリースについては 2 分の 1 以内	経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における 30%を超える増減	
	(6) みどりの事業活動を支える体制整備 (環境負荷低減事業活動) 環境負荷低減に必要な機械の導入の経費	2 分の 1 以内		

2 緊急対策事業 (科学技術振興事業)	緊急対策交付等要綱及び同要綱別記4、別記5又は別記8-1に基づいて行う事業に要する経費又は同経費の交付に要する経費			1 事業の新設、中止又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は交付金等の増 4 事業費又は交付金等の30%を超える減 5 成果目標の変更
	(1) グリーンな栽培体系加速化事業 ア グリーンな栽培体系の検討 イ グリーンな栽培体系への転換に向けたスマート農業機械等の導入等 ウ 消費者理解の醸成	定額 2分の1以内 定額	経費の欄に掲げるアからウの経費の相互間における30%を超える増減	
	(2) SDGs 対応型施設園芸確立 ア 地域エネルギーの賦存量調査及び賦存量マップの作成 イ 重点支援モデルの確立に向けた栽培・経営実証 ウ 経営指標やマニュアルの作成・情報発信	定額 定額 ※省エネ機器のリースの場合等は2分の1以内 定額	経費の欄に掲げるアからオまでの経費の相互間における30%を超える増減	
	(3) 地域循環型エネルギーシステム構築(科学技術振興事業) ア 農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり(計画策定、体制整備等) ① 推進会議の開催 ② 課題解決に向けた調査・地域人材育成・栽培実証等 ③ 営農型太陽光発電設備の導入 イ 未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援 ① バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証 ② 未利用資源の混合利用促進 ウ 次世代型太陽電池(ペロブスカイト)のモデル的取組支援 ① 推進会議の開催 ② 課題解決に向けた調査等 ③ 次世代型太陽電池の導入	定額 定額※ 2分の1以内 定額 定額 定額 定額※ 2分の1以内 ※機械のリース、模型の設置については2分の1以内	経費の欄に掲げるアの①及び②と③の経費の相互間における30%を超える増減 経費の欄に掲げるイの①と②の経費の相互間における30%を超える増減 経費の欄に掲げるウの①及び②と③の経費の相互間における30%を超える増減	
3 緊急対策整備事業	緊急対策交付等要綱及び同要綱別記6-2、別記7-1、別記7-2又は別記8-2に基づいて行う事業に要する経費又は同経費の交付に要する経費			1 事業の新設、中止又は廃止 2 事業実施場所の変更

	(1) バイオマスの地産地消 (整備事業) ア 建設工事費 イ 製造請負工事費 ウ 機械器具費	2分の1以内 2分の1以内 2分の1以内	経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における30%を超える増減	3 事業実施主体の変更 4 事業費の30%を超える増又は交付金等の増
	(2) みどりの事業活動を支える体制整備 (基盤確立事業) ア 工事費 イ 機械器具費 ウ 工事に必要な実施設計費及び測量試験費	2分の1以内 2分の1以内 2分の1以内	経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における30%を超える増減	5 事業費又は交付金等の30%を超える減 6 成果目標の変更
	(3) みどりの事業活動を支える体制整備 (環境負荷低減事業活動) ア 工事費 イ 機械器具費 ウ 工事に必要な実施設計費及び測量試験費	2分の1以内 2分の1以内 2分の1以内	経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における30%を超える増減	
	(4) 地域循環型エネルギーシステム構築 (整備事業) ア 建設工事費 イ 製造請負工事費 ウ 機械器具費	2分の1以内 2分の1以内 2分の1以内	経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における30%を超える増減	
4 推進事業	推進交付等要綱及び同要綱別記1から3、別記7-1、別記8-1又は別記8-2に基づいて行う事業に要する経費又は同経費の交付に要する経費			1 事業の新設、中止又は廃止 2 事業実施主体の変更
	(1) 環境負荷低減定着サポート 環境負荷低減による先進的な産地構築の推進	定額 ※機械リースについては2分の1以内		3 事業費の30%を超える増又は交付金等の増 4 事業費又は交付金等の30%を超える減
	(2) 有機農業拠点創出・拡大加速化事業 ア 有機農業実施計画の策定 イ 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践 ウ 飛躍的な拡大産地の創出	定額※ 定額※ 定額※ ※機械リースについては2分の1以内	経費の欄に掲げるアからウの経費の相互間における30%を超える増減	5 成果目標の変更
	(3) 有機転換推進事業 ア 転換支援事業 イ 転換支援円滑化事業	定額 定額		

	(4) バイオマスの地産地消（推進事業） ア 事業化の推進 イ 効果促進対策 ウ バイオ液肥散布車等の導入 エ メタン発酵バイオ液肥等の利用促進	2分の1以内 2分の1以内 定額 定額	経費の欄に掲げるアからエまでの経費の相互間における30%を超える増減	
	(5) みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業） ア 原材料等調達の安定・強化 イ 基盤確立事業実施計画における効果の検証・改良 ウ 事業成果の情報発信	定額※ 定額※ 定額※ ※機械等のリースについては2分の1以内	経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における30%を超える増減	
	(6) みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動） 環境負荷低減に必要な機械の導入の経費	2分の1以内		
5 推進事業(科学技術振興事業)	推進交付等要綱及び同要綱別記4から6に基づいて行う事業に要する経費又は同経費の交付に要する経費			1 事業の新設、中止又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は交付金等の増 4 事業費又は交付金等の30%を超える減 5 成果目標の変更
	(1) グリーンな栽培体系加速化事業 ア グリーンな栽培体系の検討 イ グリーンな栽培体系への転換に向けたスマート農業機械等の導入 ウ 消費者理解の醸成	定額 2分の1以内 定額	経費の欄に掲げるアからウの経費の相互間における30%を超える増減	
	(2) SDGs 対応型施設園芸確立 ア 地域エネルギーの賦存量調査及び賦存量マップの作成 イ 重点支援モデルの確立に向けた栽培・経営実証 ウ 経営指標やマニュアルの作成・情報発信	定額 定額※ ※省エネ機器のリースの場合等は2分の1以内 定額	経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における30%を超える増減	
	(3) 地域循環型エネルギーシステム構築（科学技術振興事業） ア 営農型太陽光発電のモデル的取組支援 ① 推進会議の開催 ② 課題解決に向けた調査等 ③ 営農型太陽光発電設備の導入	定額 定額※ 2分の1以内 ※機械のリースについては2分の1以内	経費の欄に掲げるアの①から③までの経費の相互間における30%を超える増減	

	イ 未利用資源のエネルギー利用促進への対策調査支援 ① バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証 ② 未利用資源の混合利用促進	定額 定額	経費の欄に掲げるイの①と②の経費の相互間における30%を超える増減	
	ウ 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援 ① 推進会議の開催 ② 課題解決に向けた調査等 ③ 次世代型太陽電池の導入	定額 定額※ 2分の1以内 ※機械のリースについては2分の1以内	経費の欄に掲げるウの①から③までの経費の相互間における30%を超える増減	
6 推進整備事業	推進交付等要綱及び同要綱別記7-2、別記8-1又は別記8-2に基づいて行う事業に要する経費又は同経費の交付に要する経費			1 事業の新設、中止又は廃止 2 事業実施場所の変更 3 事業実施主体の変更 4 事業費の30%を超える増又は交付金等の増 5 事業費又は交付金等の30%を超える減 6 成果目標の変更
	(1) バイオマスの地産地消（整備事業） ア 建設工事費 イ 製造請負工事費 ウ 機械器具費	2分の1以内 2分の1以内 2分の1以内	経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における30%を超える増減	
	(2) みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業） ア 工事費 イ 機械器具費 ウ 工事に必要な実施設計費及び測量試験費	2分の1以内 2分の1以内 2分の1以内	経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における30%を超える増減	
	(3) みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動） ア 工事費 イ 機械器具費 ウ 工事に必要な実施設計費及び測量試験費	2分の1以内 2分の1以内 2分の1以内	経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における30%を超える増減	

（注）みどりの食料システム戦略推進交付金の交付の対象となる農業用機械・施設の扱いについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。